

1 基本的な考え方

- いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与え、生命・身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための基本的な方針を定め、いじめの防止等のための対策を総合的・効果的に推進する。
- いじめは、全ての児童に関係する問題であり、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにするために、いじめを生まない、許さない学校づくりをする。
- 全ての児童がいじめを行わず、他の児童へのいじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめに対する児童の理解を深めるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であり、地域・家庭・関係諸機関の連携の下、いじめの問題を克服することができるようにする。
- 社会におけるいじめの要因を明らかにし、児童を取り巻く環境の改善を図るようにする。
- いじめの事実が隠蔽されず、その実態把握や措置が適切に行われるような早期発見・再発防止するための取組等について、学校評価における関係者評価で適正な評価が行われるようにする。

2 未然防止のための取組

(1) 児童・生徒への取組

- ①町探検や農園活動等の学習を通して、保護者・地域と連携した体験学習の充実を図る。
- ②「ロングフレンドタイム」、「フレンド班活動」等のたてわり班による活動を通して、異学年交流を推進する。
- ③人権課題「子供」を重点的に扱う強化月間（6月、11月、2月）を設定し、全校児童がいじめを防止することの重要性に関する理解を深める機会とする。
- ④道徳教育推進教師を中心に教科書や「東京都道徳教育教材集」を活用するための教材・教具の整備を行い、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

(2) 保護者・地域への取組

- ①学校だよりや保護者会で、いじめを防止する取り組みを保護者に周知し、すぐに連携、相談できるようにする。
- ②道徳授業地区公開講座の充実を図り、保護者・地域と連携した道徳教育を推進する。
- ③PTAによる「地区活動」の充実を図り、地域社会で児童を育てていく素地を育む。

(3) 関係機関との取組

学校運営協議会（年6回）を行い、いじめ等に関する関係機関・団体や学校外における児童の居場所となる児童館や学童クラブ等と情報交換できる体制をつくり、協力関係の充実を図る。

3 早期発見のための取組

- (1) 児童に対する定期的な質問紙によるアンケート調査を実施し、記述内容についての担任による聞き取り調査を追加実施して、事実確認と状況把握を行う。また、全児童に対する質問によるアンケート調査を学期に1度実施し、記名で行う。調査後全員の個人面談を行い、事実確認と状況把握を行う。
- (2) 「ふれあい月間」に年間3回「いじめに関する授業」を行い、取組を強化するとともに、「いじめ発見のチェックシート」での定期的な確認作業を行う。
- (3) 児童や保護者からの相談に対応できる相談機能の充実を図るとともに、管理職・主幹教諭・該当学級担任・該当学年主任・生活指導主任・いじめ担当教諭・養護教諭・スクールカウンセラーで構成する「学校いじめ防止対策委員会」で迅速に対応する。

4 早期対応のための取組

(1) 初期対応の取組

通報を受けたときやいじめを受けていると思われるときは、速やかに、スクールカウンセラーとの面談を実施したり、担任や学年による聴き取り調査をしたりするなどして、内容の確認を行うとともに、緊急に「学校いじめ防止対策委員会」を招集し、全教職員で情報を共有し、対応方法を確認する。また、早期に教育委員会へ報告し、情報を共有する。さらに、関係機関との連携を図る。

(2) 被害児童への支援

いじめを受けた児童への支援や、保護者が希望する形態による面談を継続的に行うとともに、「学校いじめ防止対策委員会」を通して、全教職員で情報を共有し、対応方法を確認する。必要があると認めるときは、いじめを行った児童に、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにする。

(3) 加害児童への指導

いじめを行った児童に対する指導と併せて保護者が希望する形態による面談を継続的に行うとともに、「学校いじめ防止対策委員会」を通して、全教職員で情報を共有し、対応方法を確認する。対応に当たっては、いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることのないよう、双方の保護者と情報を共有できるようにする。

5 重大事態への対処

- (1) 必要があると認めるときは、いじめを行った児童に、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせたり、複数の教員が間断なく見守る体制を構築したりして、いじめを受けた児童が安全に、安心して教育を受けられるようにする。
- (2) いじめを犯罪行為として取り扱うべきと確認したときは、警察署と連携して対処する。また、児童の生命や身体、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、援助を求める。
- (3) 重大事態が発生した場合は、教育委員会に速やかに報告し、教育委員会と一体となって対応する。また、福祉機関や医療機関との連携を取りつつ、必要ならば、東京都教育委員会の「いじめ等の問題決支援チーム」を活用していく。
- (4) 教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、いじめの状況や学校の対応などについて説明していく。

6 組織的な対応の在り方

(1) 組織的な指導体制

毎月の学校いじめ防止対策委員会や生活指導部会で対応方法や事例を確認するとともに、週1回の生活指導夕会や週2回の職員夕会、随時の打ち合わせ等で、全教職員で情報を共有する。また、学校運営協議会やPTA執行部、PTA地区委員会、サルビア・カフェ、避難所運営協議会、学校安全委員会、田無第一中学校、都立田無高等学校、おやじの会との協働体制により、全ての児童に声を掛ける地域を確立し、学校に情報が集まるようにする。

(2) 相談体制

スクールカウンセラーとの面談を奨励するとともに、児童や保護者が希望する形態による面談をいつでも実施できるよう対応する。⇒5年生は、1学期中に全員面談を行う。

7 研修体制

生活指導部及びいじめ担当教諭、人権教育担当教諭を中心に、人権課題「子供」に関わる研修や、いじめの防止等のための対策に関する伝達講習を計画・実施し、教職員の人権感覚を高めるとともに、いじめ防止への意識を高め、様々な機会を捉えて家庭・地域へ啓発できる力を身に付けられるようにする。また、学校生活台帳に全クラス、問題・対応・現在の状況を書きこむようにし、毎月の学校いじめ防止対策委員会で確認する。それによって、いじめ等に関する情報を共有するだけでなく、対応策も全教員が学ぶことができるようにする。